平成17年度

第1回東京都食品安全審議会議事録

日 時:平成17年6月28日(火)午前10時~

場 所:東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午前10時00分開会

【小川食品監視課長】 定刻となりましたので、平成17年度第1回東京都食品安全審議会を開催させていただきます。

本日は非常に暑いですから、上着を脱がれて、リラックスして進めてまいりたいと 思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

委員の皆様方には、お忙しいところをご出席いただきまして、本当にありがとうございました。私は、福祉保健局健康安全室食品監視課長の小川でございます。黒川会長に進行をお願いするまでの間、私が司会を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の交代がございましたので、ご報告させていただき ます。

昨年度、当審議会委員をお務めいただきました日本チェーンストア協会関東支部事務局長の小澤信夫氏がご都合で辞任なされました。そのご後任といたしまして、同協会関東支部参与の原淨氏を委嘱いたしましたので、ご報告いたします。後でご紹介申し上げます。

なお、本来であれば、ここで原委員につきましては知事からの委嘱状を交付すると ころでございますけれども、本日は時間の都合上省略させていただきますので、ご了 解願いたいと思います。

次に、定足数を確認させていただきます。本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないことになっております。ただいまご出席の人数は18名で、総数22名の過半数に達しており、定足数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

なお、本日は高橋久仁子委員、林委員、今井委員、伊藤委員におかれましては、ご 都合のためご欠席でございます。

今回は、第1回の審議会でございますので、また新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、ここで委員の皆様をご紹介申し上げます。お手持ちの委員の名簿をごらんいただきたいと思います。

委員の名簿からご紹介申し上げます。

(委員・事務局職員紹介)

【小川食品監視課長】 それでは、本年度の食品安全審議会で新たな事項のご審議 をいただくために、ただいまより諮問書の交付を行いたいと思います。

本日、知事は所用のため欠席させていただいておりますので、先ほどご紹介申し上げました福祉保健局局長事務代理・帆刈次長から黒川会長に諮問書をお渡しいたします。

【帆刈福祉保健局次長】 東京都食品安全条例(平成16年東京都条例第67号) 第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成17年6月28日

東京都知事 石原慎太郎

記

1 諮問事項

都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方

2 諮問の理由

都では、平成16年3月に東京都食品安全条例を制定し、その基本理念の一つとして、都民、事業者など関係者の相互理解と協力による食品の安全確保を掲げている。

これを踏まえ、都は食品の安全に関する情報発信や意見交換など、都の施策に対する理解の促進に向けた取組を積極的に進めている。

今後、食品の大消費地という東京の地域特性に則した安全確保施策をより一層効果的に推進するため、関係者との理解をさらに深め、相互の協力に向けて共に考える取組である「リスクコミュニケーション」の充実を図っていく必要がある。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

(諮問書手交)

【小川食品監視課長】 諮問に当たりまして、帆刈次長よりごあいさつを申し上げます。

【帆刈福祉保健局次長】 何度もご紹介を受けておりますが、次長の帆刈でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方には、昨年度に引き続き本審議会委員としてご協力をいただき、また本日ご 多忙中にもかかわりませずご出席を賜り、まことにありがとうございました。

改めて申し上げるまでもなく、東京は我が国最大の食品の消費地です。全国はもとより、世界じゅうからさまざまな食品が集まってきております。都民にとっては、豊富に食品を選択できるというメリットがある一方で、ひとたび食品にかかわる事故が発生すれば、その影響が最も集約的にあらわれてくるという危険性を有しています。都では、こうした食品の事故を未然に防止し、現在及び将来の都民の健康保護を図るため、昨年3月に東京都食品安全条例を制定いたしました。さらに、今年3月には食品安全推進計画を策定し、都独自の施策を初め、安全確保に向けた取り組みを全国に先駆けて総合的・計画的に進めているところです。

もとより食品の安全は、生産から消費に至るさまざまな段階で都、都民、事業者などの関係者がそれぞれの立場で努力することで初めて確保されるものであります。関係者はお互いの取り組みを理解し、協力し合うことがこれからの都における食品の安全確保に一層求められていると思います。

ただいま審議会の皆様に都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について諮問をさせていただきました。委員の皆様には、リスクコミュニケーションを通じた関係者の相互理解と協力に向け、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

答申をいただきました上で、食品安全推進計画に基づく施策への反映を図ってまいりたいと考えております。

今後とも都の食品安全行政の推進に皆様のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。 【小川食品監視課長】 それでは、以後の進行を黒川会長にお願いしたいと存じますが、帆刈次長は所用が入っておりますので、ここで退席させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。 【帆刈福祉保健局次長】 よろしくお願いします。

【黒川会長】 黒川でございます。昨年度に引き続きまして、座長を務めさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に、今回の諮問の内容と趣旨について、事務局からご説明いただき たいと思います。

【小川食品監視課長】 では、事務局から説明いたします。資料1をごらんいただきたいと思います。

先ほど次長から、都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について、諮問書を提出させていただきました。東京都の地域特性を踏まえたリスクコミュニケーションというものを進めていく上で、その方法や考え方についてご審議いただきたいと考えております。つきましては、私どもがリスクコミュニケーションを進める上での前提や、今後についての考え方など、様々な事柄を皆様方にご説明申し上げたうえで、様々なご意見をいただきたいと考えております。

それでは、資料1をごらん下さい。食品安全推進計画につきましては、後ほど詳しくご説明申し上げますが、推進計画の中におけるリスクコミュニケーションの位置づけにつきまして、概要をご説明いたします。

推進計画の戦略的プラン11として、「関係者の相互理解と協力に基づく安全確保を推進する」と記載されております。これは、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」について、重点的・優先的に取り組むということであります。この戦略的プランの具体的な計画として、資料1の左側にあります「関係者が食品の安全に関する共通認識を醸成し、相互に理解と協力に向けて取り組むことができるリスクコミュニケーションの具体的な方法について、都民、事業者の意見を聞きながら検討していく」を受けて、今年度その在り方について検討していくと、推進計画の中に記載されております。

このことは、東京都食品安全条例の基本理念(第三条第三項)にも共通する事柄でございます。つまり、リスクコミュニケーションの推進についての審議を、推進計画にあるから私どもが始めるということではありません。以前から普及啓発の充実とか、適切な情報提供とか、都民の窓口の開催とか、様々な取組を実施しておりますが、更に今後、リスクコミュニケーションという形の中でどのような推進充実を図っていくか検討していきたいということでございます。

次に、資料2をごらんいただきたいと思います。これは、都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方の「検討資料」でございます。これは、コンクリートされたものではございません。たたき台と考えていただいて結構だと思います。

平成 1 5 年度の食品安全基本法において、食品の安全に対する考え方に、新たにリスク分析という考え方を導入するという非常にドラスチックな変革が行われました。 皆さんご承知と思いますが、リスク分析というのは、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション、これを一体となって進めていくということでございます。

国が実施するリスク分析において、リスク評価いわゆる安全性、毒性評価などにつきましては、国の食品安全委員会が専管事項として行ってございます。国は食品安全

委員会のリスク評価の結果を受けまして、それぞれの省庁で法令の改廃等を行い、パブリックコメントや意見交換会の実施により、国民の皆様の意見を聞く機会を設けています。これらは、国の行っているリスクコミュニケーションです。このように、リスク評価に伴った安全性の情報提供という中で、リスクコミュニケーションが発生してくるわけでございます。

私どもは、国におけるリスクコミュニケーションのテーマは、日本国全体、又は世界的に影響があるような総論的な取り組みが行われていると認識しております。

一方、自治体におけるリスクコミュニケーションについては、国と同じことをやっても同じですから、自治体としての地域特性を踏まえた方法が必要ではないかと考えました。現在我々は、例えば監視指導とか、技術的支援でありますとか、調査研究といった事業において、法を踏まえ、地域の課題やニーズに即した施策の決定や実施を行っております。このような地域における具体的な施策に関するリスクコミュニケーションが、自治体におけるリスクコミュニケーションのメインとして行っていくべきものである、つまり、自治体は現場の取組と一体となったリスクコミュニケーションを実施すべきではないかというふうに私ども事務局では考えました。

それでは次に、東京都の在り方について、事務局の考えをご説明いたします。都は、生産というよりは大消費地ですから、そのような背景を鑑みた食品安全確保に関する 具体的な取組を各論と整理し、これらについてリスコミを推進していくべきと考えま した。しかし、ただ単に、意見交換会をやればいいということではなく、次に述べる ような「都が考えるリスコミの狙い」を狙ってリスクコミュニケーションを実施して いくべきと考えております。

1つは、「確な情報と生活や事業にかかわる『意義』についての提供」です。これは、単に形式的な情報を提供するのではなく、提供する情報の持つ意味をきちんと踏まえ、都民にわかるように説明、情報提供するということです。さもないと、情報自体がひとり歩きし、あらぬ方向に発展することがございます。Q&Aなどが良い例と思いますが、意義の情報をきちんと提供することで、疑問を解決することができます。このように、意義についての情報を提供するというところに、リスコミのねらいがあるのではないかと考えております。

次に、「施策への関係者の意見反映」です。これは、従来から実施してきておりますが、リスクコミュニケーションを実施していくに当たりまして、安全確保というものは当然単独でできるわけではありません。関係者がともに考え、役割に応じた具体的な対応策を進めていくべきだということで、皆様方のご意見が施策等に反映されなければならないと考えております。

それから、「都の具体的な取組に対する理解の推進」です。都が具体的に実施している取組をさらに理解していただくということも重要なのではないかと考えます。特に、最近は透明性の確保ということで、事業者の皆様方も積極的にリスク情報を提供する傾向になってきましたけれども、都におきましても、施策の透明性・信頼性を高めていくため、都の具体的な取組に対する理解の推進をねらってリスコミを進めていかなくてはならないと考えております。

最後に、「関係者の役割に応じた取組への参加促進」です。様々な理解を得ても、

最終的には役割に応じた取り組みへ実際に参加、参画してもらわなければ、具体的な 実践行動に移っていかないと思います。効果的に施策を推進するため、最終的には関 係者が実際に参画できるようリスコミが行われなければいけないのではないと考えて おります。

以上が、都が考えるリスコミの狙いでございます。

では現在、東京都は一体どのようなリスコミをやっているのかということについて 説明いたします。先ほど申しましたが、都は、食品の安全に関する情報提供というこ とについて、他の自治体に先駆けて積極的に推進してまいりました。特に、残留農薬 のデータの提供でありますとか、都民からの苦情の事例集の紹介でありますとか、こ のようなことは従来から実施しております。

関係者のニーズの把握という面については、講習会のみならず、様々な団体の意見 交換会や講習会といった場に積極的に出席し、皆様方の意見を聞き、情報の把握に努 めております。同様に、要望も把握しております。都が実施している事業としての 「関係者との意見・情報の交換」の事例には、インターネットを使った情報の交換の 場である「ネットフォーラム」や、会議場で都民の方々と直接意見を交換する「都民 フォーラム」があります。これらの場では、輸入食品でありますとか、食品の安全対 策といったことをテーマとして取り上げております。しかしこういった事業が、我々 が考えている真のリスクコミュニケーションなのかどうか、確信がもてずにおります。 私どもとしましては検証も不十分ですし、現状のまま進めていいのかどうか、またそ の効果についても、十分検証できているとは考えておりません。

そういうような現状を踏まえまして、東京の地域特性を踏まえたリスコミの課題というものを3つにまとめました。一番右の欄をご覧ください。1つ目は「役立つ情報の必要性」ということです。情報提供するからには、先ほども意義の情報ということを申しましたが、役立つものでなければならないと考えます。全国最大の人口を抱える都では、様々な考え方を持つ関係者の疑問・要望があります。そのような背景を踏まえ、皆様方に役立つ情報というのは何かということを考える必要があると考えます。

次に、「率直な意見・情報交流の必要性」です。ここで意味することの一つに、相互の弱点も明らかにするということがあります。これまでは、リスク情報をつまびらかにするということは、非常につらい部分があるため、十分でなかったというご指摘がございます。しかし、これからリスクコミュニケーションを進めていくからには、リスク情報も積極的に提供し、皆様方がリスク低減に向けてどういうふうな取り組みができるのかということを考えていく必要があると考えます。やはりもっともっと弱点も明らかにする、つまりリスク情報を積極的に提供する必要があるのではないかと考えます。

最後に、「ともに考えることの必要性」を挙げます。東京は生産現場がなかなか見えにくいという事情もございます。そのため、都外の生産者や流通、製造者の人たちなどフードチェーンに携る様々な人たちとともに、いろいろな意見交換や情報交換をしていく必要があるのではないかと考え、「ともに考えることの必要性」ということで整理してみました。

考え方の検討資料ということで、整理は十分ではないのですが、皆様方のご意見を

いただくたたき台と思いまして、この2つの資料を皆さん方にご説明いたしました。 これからご意見をいただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【黒川会長】 資料1・2について、今のご説明について皆様からご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

【高濱委員】 食品産業センターの高濱でございます。リスクコミュニケーションのあり方について、都が時間をかけて考察されるのは大変意義のあることだと思います。二、三年前のように、食品の回収が相次ぐとか、虚偽表示が相次ぐということで、食品について不信感が持たれるという、異常な時代から見ますと、最近は少し落ち着いてきているのかなという感じがいたします。そういう中にあってこの様な問題に長期的な観点で取り組んでいただけるというのは、大変意義のあることだという感じがいたします。

東京都のやっておられます食の安全都民フォーラムでございますけれども、私どもの職員も何度も出席をしております。大変意義のある、興味深いフォーラムが毎回開催されておりまして、これからもぜひ地道に続けていただきたいと考えております。

食品の表示という問題についても、東京都では今回表示の説明会を事業者向けにや っていただけるということで、私どもの方にもご案内をいただいております。私ども の会員の方にも通知をしたところでして、これも大変感謝をいたしております。そう した中で、私ども食品産業センターといたしましては、食品企業がみずから工場見学 という手法を通じまして、消費者の皆さんといろいろコミュニケーションを行うとい う事業を実施いたしましたので、そのことを若干お話しさせていただきたいと思いま す。雪印さんと味の素さんのご協力を得まして、どういう形で工場を見てもらって、 どんな形でコミュニケーションを行ったら消費者の皆さんと有意義な対話ができるの かということについて、モデル的な事業を実施しました。それを見ますと、ビデオを 見るだけではなくて、実際に服を着がえて、手を洗うなどいろいろ面倒なことをして、 製造現場に入ってみて、そこで必ずしも説明を専門にする人ではなくて、現場の方と いろいろと語り合うということが大変有意義だという結果が出ております。必ずしも 流暢にいろいろな説明を受けるということよりも、実際に働いておられる方々から、 初めはなかなかスムーズに会話が進まないんですけれども、次第に打ち解けて会話が 進んでくるということもございます。また、試作をしてみるといいますか、実際に物 づくりをしていることを通じて理解が深まるということで、消費者の皆さんも有意義 な機会だというふうにおっしゃったと私どもも理解しております。しかし、こういう 機会というのは、手間もかかりますし、企業側のコストもかかりますし、参加できる 消費者の数も限られるということでございますので、皆さんに経験していただけると いうのはなかなかできないのですけれども、食品企業サイドとしてはこういうことに も地道に取り組んでいきたいなと考えております。今年は大企業ではなくて、地方の 中小企業や中堅企業の皆さんにも、学校教育関係の方とも連携しながら、このような 試みを少しやっていきたいと考えております。

私どもの実施した事業について、若干ご紹介させていただきましたので、何らかの 参考にしていただければと思っております。以上でございます。 【黒川会長】 ありがとうございました。

【谷茂岡委員】 今、東京都の方からご説明いただいた中で、もっともだと思うのですけれども、正確な役立つ情報、あるいは正確な情報とは何だろうか、大変難しいと思います。受け入れ側の姿勢ももちろんあるのですけれども、これから様々なリスク情報が出された場合に、大丈夫であるものも私たち消費者が、すぐに乗ってしまうというか過剰に反応するような、そういう雰囲気が以前も流れておりましたので、風評被害に遭わないように、お互いに気をつけた食品安全情報を出してほしいと思いましたので、よろしくお願いいたします。

【田近委員】 消費者の立場から見ますと、現在、買い物なんかに行きますと、自分で手にしたものが本当に安全かどうか確認できる手段がない。手段がないにしても、毎日それを購入して食事をつくらなければいけないというところに大きな不安の材料があると思います。こちらのところに、同じように「役立つ情報」とありますが、役立つ情報を考える中では、消費者がわかりやすく、しかも安全が確認できて、使い勝手のいい、そういうものは何かということを、つまり消費者のニーズとその背景を踏まえて考えていただければと思っております。

また、食の安全と申しましても、消費者にとりましては、ここ数年急にクローズアップされたことでありますし、まだまだいろいろなリスクに関することなども認識不足があり、それは消費者としても、これからその認識をする努力をしていかなければならないと思いますが、やはり食の安全といいますと、大変関心のある人もいますが、関心がない人もいます。長くなりますが、今私は、地域でいかに健康で暮らしていくかという「地域保健」みたいなことも勉強しておりますが、その中にも特に関心のある人と関心のない人が分かれておりまして、関心のない人の中にリスクを受ける潜在的な可能性がある人ですとか、健康被害に遭う場合があります。そういう人たちには、例えば子供ですとか、子育てに大変苦労している人、どうしても仕事が忙しくて食生活まで配慮する余裕のない人、また高齢者なんかも含まれると思いますが、そういう人たちがいかにリスクを回避できるか、いかにそういう人たちとコンタクトをとってコミュニケーションしていくかという視点も入れて、今後こういう検討会がなされればいいと思っております。

このような会が発足されたことは、消費者にとりまして大変有意義なことだと思っています。どうしても行政とか専門家の方たちと、それから消費者との間において、 食の安全のリスクというものの視点の相違を大変感じております。その視点の相違を お互いに理解して、相互理解した上でいろいろなことが話し合えることを願っており ます。

【黒川会長】 時間はかなり余裕がございます。この際ですので、どうぞ。

【奥田委員】 今までリスクコミュニケーションには何度かというぐらいしか参加していないので、はっきり確定したこととしては言えないんですけれども、例えば農水省のリスクコミュニケーションに参加しますと、時間が限られていて、3時間ぐらいのうち2時間ぐらいは説明に終わりました。長々と説明をされましたが、これは知っている人も知らない人もいるから平均的な知識をということなんでしょうけれども、往々にしてリスクコミュニケーションが説明会ということに終わる場合が多いんです

ね。そうすると、意見交換会というつもりで参加した者にとっては、すごく消化不良 というか、不満が残ります。何時間やればいいというものではないんですけれども、 そういったところに配慮できたリスクコミュニケーションをやっていただきたいと思 います。

【黒川会長】 事務局、その辺はどうですか。

【小川食品監視課長】 皆さん方からいろいろなご意見を聞いてやっていきたいと思うのですけれども、私も、単なる説明会になってしまい時間も不十分だということはよく聞いております。私どもとしましては、リスコミを行うにあたり、どういう時間配分で、どういう進め方でやったらいいのかということも含めて、いろいろとご意見いただきたいと思っております。

【黒川会長】 リスクコミュニケーションそのものがご専門の委員も何名かおられると思います。食品とか生物とか、その辺の先生方から何か、リスコミの場のあり方とか、そういうことでご意見いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【岡本委員】 岡本です。リスクコミュニケーションが専門ですけれども、リスクコミュニケーションは、ここの場でいいますと行政側と住民の方々との間のリスクコミュニケーションという問題と、それから行政の内部といいましょうか、あるいは行政と業者とか、いわゆる専門家間のコミュニケーションというものと専門家から市民へのコミュニケーションというものと分けて考える方がよろしいように思うのです。

そういう観点で見ますと、例えばこの2枚のチャートを拝見いたしますと、そこの 区別が余り明瞭ではないので、もう少し分けた方がいいのではないかということを思 います。

それから、一般に日本ではリスクコミュニケーションと言う場合、予防のための事前情報に重点が置かれる傾向がありまして、何か起こったときの事後の評価、あるいは事後の手続や法令や窓口の明瞭さというものが、例えばアメリカなんかに比べると若干看過される傾向があります。その傾向はこの2枚からも若干感じますので、そのあたりをもう少し、問題の区分をはっきりさせる方がよろしいかなという印象も持ちました。

少し別なことですけれども、私はちょうどJR西日本の調査に関係する国交省の委員をしているのですけれども、あの場合でも、マスコミも行政も見落としていることは、例えば当該の列車に乗っていた人が救助に参加させずに職場へ行ったということが、救助に参加しなかったという観点でのみ論じられておりますけれども、例えばそういう事故を経験した人は、既にPTSDとかを持っている可能性があるので、乗務させてはいけないはずなのです。ですから、例えば乗務させないという判断をする機構がなかったのかと、調べてみましたら、9時18分に事故が起こっているのですが、あの後、近くまで来てとまった電車が4本あるのですけれども、ほとんどの列車は9時20分ぐらいまで最寄りの駅に停車していたのです。ですから、事後のコミュニケーションがきちんと想定されていましたら、2分間の間に駅でとめられたはずで、情報が伝わっていないので発車してしまって、結局、運転士が事故現場を視認してからブレーキをかけるということに恐らくなっているわけです。

このように、あれについては、問題はどうして事故が起こったかとか、そういうこ

とだけ論じられているようですけれども、事故が起こった事後のことの模索について も本来議論すべき事柄で、そう考えますと、都の場合でも、ここの問題でも、何か問 題が起こったとき、例えば中毒だとか、その種の事柄が起こったときに、もちろん病 院に行くわけですけれども、市民の方に対し、そのときの窓口をどのようにするかだ とか、あるいは既に設置されているかということも公開しておくと、少なくとも安心 の材料になるわけです。

また、リスクコミュニケーションについて、先ほど申し上げた区分ともう1つ分けて考えるべきは、リスクというのは非常に広範な事柄があるということです。特に食品というのは、種類が非常に多いですから、1つ1つの食品についてのリスク評価のコンテンツについて周知することは恐らく無理だと思うのです。ですから、そうではなくて、コンテンツは必ずしも周知の対象にしないけれども、システム、リスクを取り扱う行政そのほかの機構についてのコミュニケーションも記しておくこと。そのコミュニケーションがきちんとできていれば、リスクのコンテンツについて情報が必要な人は、ウェブなり何なりでその情報をきちんと入手することができるという、何か2段階で考える方がいいように思います。もとの話に戻りますと、つまり、専門家間のリスクコミュニケーション、あるいは行政と業者の方々のリスクコミュニケーションの局面と、それから専門家から市民に対する局面を分けるという字句がどこかに明示されていた方がよいだろうということと、それから事後についての措置の安全感をお与えするようなコミュニケーションもどこかにあった方がいいかなという印象を持ちます。

【黒川会長】 大変貴重なご意見ありがとうございます。ほかにリスクコミュニケーションそのもので何かご意見があれば。

【市川委員】 ただいまの岡本委員のお話に追加させていただきたいと思うのですけれども、リスクコミュニケーションというのは専門家間のものも必要だし、専門家から市民というふうにある程度分けて考えた方がいいのではないかということで、私もそれに近い考えを持っております。もう少し市民というあたりを、一口に消費者とかと言っても、専門的にそれをお仕事としていらっしゃるような、専門的知識を持った消費者の方々もいらっしゃいますし、物を言わない、いわゆるサイレント・マジョリティーと言われるような都民の方もいらっしゃるわけで、そういう人たちを一くくりに消費者なり市民として扱ってコミュニケーションというのも、ちょっと無理な場合もあるのかなと思っております。

ですから、その部分もできる限り、分けて考えることが可能であれば、そのような 方向も期待したいと考えております。

【池山委員】 私も国が主催するリスクコミュニケーションに多々参加しておりますけれども、今、市川委員がおっしゃったみたいに、BSEに関連しても、東京都なら東京都で1カ所、広いところで大々的に実施すると。それはそれで大事なことと思うのですが、私どもはリスコミで情報の共有化ということが基本にあるなんていうことを書物なんかでよく読みますけれども、リスクコミュニケーションというのは本当に多面的且つ多様で、いろいろな形で行わないと、共有化するということ自体がとても難しく大変で、それ1つとっても、やはりリスコミを多彩に、多様にどう行うかと

いうことが大事になってくると思います。そういう意味では自治体のリスクコミュニケーションがすごく大事なことで、自治体という現場に近いところでリスクコミュニケーションを行うというのが大きな課題だと思っておりましたから、今回の諮問については、私も全面的に賛同いたします。

東京の地域特性を踏まえたリスコミの課題とありますけれども、このスケジュールで見ますと、この間で諮問にお答えを出すというのは、なかなか難しいことだなと考えております。

それで要望ですけれども、東京都は、食品安全情報評価委員会で水銀を含有する魚介類の摂取についての国の発表に対して、現場である東京都としてはリスコミについてどう考えるかということの報告が出ておりますね。検討部会がこれから設けられるそうですが、そういう例を具体例として発表していただいて、そういうところから議論を進めていくというのも、これを効率的に進めるにはいいのではないかと考えております。

【和田委員】 質問ですが、資料2の右の真ん中のところにあります「率直な意見・情報交流の必要性」について、「相互の弱点も明らかにする」ということで、先ほどご説明があったのですけれども、「相互の弱点も明らかにする」というのが私自身飲み込めないところがありますので、今お話がありましたように、なるべく具体的な例で、こういう例なのだということをご説明いただけませんでしょうか。

【小川食品監視課長】 ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。弱点というのは、いい意味でとってほしいのですが、今の企業などでも、株主に対してリスク情報を積極的に公表するということは、株主の保護という面もあると思いますが、企業にとってみれば、株価が下落するとかマイナスの面もあると思います。そのようなところから発想したのですが、私ども行政とすれば、やはリリスク情報を垂れ流し的に出してしまうこと自体は無責任です。ただ、それをきちんと整理して情報提供すること自体は非常に重要だと言われておりますが、そのための戦略的なことが不十分、つまり我々とすれば弱点だと考えており、いつも悩むということでございます。

例えば、事実関係を公表するにあたっても、その事実が一体何を意味しているのか、 どういう対応策があるのか、どういう手だてがあって公表ができるのかということを 常に念頭に置いているのですが不十分でして、表現方法なり、人材を確保してどのよ うな体制をとるとか、そういう戦略的なところが私どもとすれば組織的に弱いのでは ないかと考えてございます。

これは、もう1つのいい事例ですけれども、今、私どもでは自主回収報告制度というものを実施しています。企業の方が行う自主回収の中には、例えば工場の機械の一部が破損し危害が生じた可能性があるけれども、科学的に安全性にほとんど問題を与えないような手だてがなされているので大丈夫ではないかと我々が考えるような危害であっても、工場側とすれば、原因が確定されていないので、あえて公表するというような自主回収事例もありました。このように、企業の姿勢を示すための自主回収といいますか、我々はあえて言わなくても十分に安全性は確保できるのではないかと考えるものでも、企業側では、たとえ安全性に問題はなくても「いやもっと不十分だから」とか、「確実になるまでこれは回収します」というような自主回収報告、届出も

ございました。

つまり、「弱点」という意味には、誹謗中傷ということではなくて、「みずからの弱さ」を問うという意味合いを含んでおります。私ども言葉が十分でなかったとは思っておりますが、その辺につきましても、もしご意見があればいただきたいと思っております。

【和田委員】 「相互」という言葉があったものですから、わからなくなってしまったんですが、今のご説明だと「相互」というのは、「企業なり行政なりが」という受けとめでよろしいのでしょうか。

【小川食品監視課長】 私どもの考えでは、消費者、都民、事業者、行政、これが相互になって取り組むということになりますので、そのような弱点、弱さというものをお互いに認め合うということも必要ではないかという思いがあります。

今の話とも関係あるのですけれども、相互の弱点ということになる と、都以外の企業なり消費者なりというのをあらかじめ前提にされているのだと思い ます。そうすると、先ほどから「専門家と専門家、それから専門家と市民というふう な形でリスクコミュニケーションの場なんかを分けて考えるべきだ」とか、「市民に わかりやすいような」という、多様なリスクメッセージを流す場として設定してほし いという意見も市民の方から出されているのですが、都のやるべきことというのは、 リスクコミュニケーションの主体になるのか、あるいはリスクコミュニケーションの 場を設定するだけでいいのか、その辺がよくわからないですね。リスクコミュニケー ションというのは、やはりリスクメッセージを投げかける側と受け取る側とのやりと りだと思います。そうなると、実際に都が抱えているリスクとして、例えば税金をむ だ遣いし過ぎて赤字になってつぶれそうだというような事柄がもしあるのだとしたら、 それは都が開示して、きちんと市民に説明する必要があるだろうと思いますが、通常 の食品に関するリスクというのは、都には一義的な責任のないようなケースばかりで すよね。本来、リスクメッセージをきちんと開示して、消費者とのコミュニケーショ ンをしなければいけないのは、多分企業か、あるいは生産者側だろうなという気がし ます。そうすると、都がやるべきことは、そういったいろいろな立場の企業と、それ を消費する側の市民との間に立って、うまくリスクコミュニケーションできるような 場を設定するということなのか、それとも積極的に企業と都の間で、専門家同士でリ スクコミュニケーションをやって、それをある程度解釈して市民にわかりやすいよう な形で、市民との間でもう1回別の機会を設けてリスクコミュニケーションをやると いうことなのでしょうか。要するに、専門家が持っている情報をそのまま市民に投げ かけても、多分伝わらないというのは確かだと思います。その間に、インタープリタ ーとか、いろいろな言葉を使うのですが、そういうような人、要するに市民にわかり やすいような形で情報をかみ砕いて伝える、何らかの中間で介在する組織みたいなも のが必要なのかな、それをやるのが都なのかなという辺が先ほどの資料からはよくわ からなかったということです。

【黒川会長】 大変に重大なポイントだと思うのですけれども、事務局からどうぞ。 【小川食品監視課長】 今のご指摘、ごもっともなことだと思います。私どももい ろいろとまだ模索中でして、皆様方のご意見をいただきたいということなのですが、 少なくとも行政のかかわりという中で、行政として「行政の説明責任」というものから逃げることはできないと思います。ただ、その中でいきなり三者が集まって云々といっても、なかなか理解が深まらないとすれば、やはり都は様々な段階に応じて理解を深めていくべきなのではないかと思います。先ほどから皆様方がおっしゃられている専門家同士、専門家と市民などいろいろなレベルがあるというお話もありましたし、「都が関与するリスク情報についてのコミュニケーション」ということが、都は直接リスクを負わないのではないかというご意見もございましたが、私どもとすれば、食の安全を確保するということに対して行政としての責任がございます。その責任を果たすためには、単にコーディネートではなく、もっと積極的に都が関与すべきと考えております。

例えば環境的な問題では地域が限定されておりますから、地域と住民という関係がかなり明確になると思いますが、食品というのは常に流通しているため、いつどこで問題が発生するか予測がつきにくいという特性を持っているものです。このような食品の特性を踏まえ、行政が担う役割というものを明確にし、これからの食品の安全に関するリスコミをどのように進めていくかということについて、私どもは考えているのですが、さらにご意見をいただきたいと思っております。

【丸山副会長】 今年2月にこの委員会でもってまとめた「食品安全推進計画の考え方(案)」の中に、戦略的プラン11「リスクコミュニケーションの推進」というものを挙げ、それをこういう具体的な形で発展させていこうというこの意義は大変大きいと思うのですが、そのプランの中に「リスクコミュニケーションのパイロット的な取り組みを進めることにより」ということを書いてありますね。それは、きょうご説明いただいた資料1・2にはちょっと見えてこないのですが。今後、検討委員会で検討していくのだろうと思うのですが、やはり大筋のことですので、このあたりは資料1・2のどういうところに位置づけているというふうにお考えか、その点を確認したいのでございますが。

【小川食品監視課長】 皆様方のご意見をいただき、最終的に答申としていただきましたものを踏まえ、私どもはまた新たな事業を展開していきたいと考えております。しかし、それがどういうものになるかということを、即お答えすることは非常に難しいと思います。なぜかと申しますと、今私どものやっているネットフォーラムとか都民フォーラムなどの様々な事業自体のやり方が、現状のままで十分なものなのか検討が必要だと考えております。また、新たな事業として、保健所で実施しているコラボレーションのように全く別の切り口の事業や、先ほど言いました工場見学、体験農業など、様々なリスクコミュニケーションの取り組みが考えられます。しかし、いずれにしても皆様方から頂いたご意見を、どういった具体的な事業に反映できるかについてはいまだ未定ですが、少なくとも頂いた答申を踏まえまして、私どもが実施するリスクコミュニケーションを充実させるための取組みを展開していきたいと考えております。それを「パイロット」というかどうかは、いまだ未定でございますけれども、そのように考えています。

【丸山副会長】 私が申し上げたいのは、きょうの資料 1 ・ 2 はこれから進めていく基本的な考えですから、せっかくここで、この考え方という中に具体的な施策が書

いてあるのですから、それをつなげていくようなことが見えるようにしていただきた いという希望でございます。

【小川食品監視課長】 推進計画のここに書いてあるものにつなげるような形で進めるということでございますね。わかりました。

【西山委員】 リスクコミュニケーションの資料1と2の中で、1つは予防的なリスクコミュニケーション、いわゆる説明会とかフォーラムとか意見交換会とか、そういうものがございますよね。もう1つは、予防ではなくて、現実に起こったことに対する危機に対するリスクコミュニケーションといいますか、現実の問題に対する情報提供とか、安全に対する情報提供といったものがありますが、これらを分けてやらないと、混乱すると思います。予防的なものと現実に起こったことに対するものでは、やり方にしても区別が必要でしょうし、方法についても少し考える必要があると思います。例えば予防的なものについては、参加者の間ではいろいろなリスコミができるでしょうけれども、それ以外の方(参加者以外)はなかなか入っていけない、あるいはその情報がとれないということがあります。また、今起きていることに対して、24時間の中でかなり膨大な様々な情報がありますが、その情報をどうやって手に入れるかとなると、例えばホームページの中でも、目的までたどり着くのに相当時間がかかってしまうわけですよね。そのような意味で、ある程度何か起きた時に皆さんがぱっと簡単に情報を手に入れられるような工夫が1つ必要ではないかというふうに私は思っています。

【黒川会長】 審議会委員の方々から非常にたくさんのコメントをいただきました。 もちろんご存じのように、今日これをここで決めるわけではありませんで、今日は第 1回の審議会ですから、こういうことを今年やっていくということです。それに対し て、具体的にはどうやって進めようかということも非常に問題だと思いますので、よ るしければいただいたご意見なども踏まえまして、今後のスケジュールはどうなって いるか、それを事務局からご説明願いたいと思います。

【小川食品監視課長】 それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。

まず、平成17年度食品安全審議会スケジュール(案)と書いてございます。今日は第1回の審議会で、「諮問」をさせていただきました。私どもといたしましては、この後に検討部会を設置していただきまして、そこで今のようないろいろなご意見をある程度集中的にご検討いただきたいと思っております。そして昨年も行いましたが、10月あたりに中間報告という形で取りまとめ、これに対して一般都民の方にパブリックコメントを求めたいと考えております。そして、そのご意見を踏まえまして、更に部会で鋭意ご検討いただいた後に、年明けに2回ほど審議会を開催させていただいて、2月ごろに答申をいただければいいというふうに考えてございます。

そのようなスケジュールをこなすためには、部会の設置というものがぜひ必要だというふうに考えておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

【黒川会長】 私から今のご提案をまとめてみますと、事務局としては10月に中間報告を取りまとめたいと。そのためには、審議会のもとに、メンバーの中から学識経験者、食品関係事業者、そして都民という、産官学ではありませんけれども、産学民とでも言いますか、それぞれの立場からの委員で構成される部会を設置し、具体的

な検討を集中して行うと。これまでもプロジェクトでそういう審議会と部会という形で行ってきたので、特に目新しいというわけではございませんけれども、よろしければご賛同を得て、これでやりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

【黒川会長】 ご賛同願えたという解釈でございましたので、部会の運営について 説明をお願いいたします。

【小川食品監視課長】 ありがとうございました。それでは、部会の委員につきましては、東京都食品安全審議会規則で会長が指名するという規定になっております。 そのために、黒川会長に人選をお願いしたいと思っておりますし、できるだけ早い時期に部会を開催したいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【黒川会長】 そういうご事情のようなでございますので、昨年度、部会長を務められましたこちらの丸山副会長、リスクコミュニケーションに造詣の深い高橋久仁子委員のお二人に今年度も部会委員をお引き受けいただきまして、後ほどその先生方とご相談して私が部会委員を指名させていただきたいと思っております。そういうことでよろしいですか。

【小川食品監視課長】 ありがとうございました。それでは、そのような形で会長の方から部会委員を推薦していただきましたら、事務局の方から皆様方に書面にてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【黒川会長】 この件に関して、何かご意見、ご質問ございますか。スケジュール ということで、資料3のような形で今年度はやるということでございます。

それでは、ないようでございますので、先へ進みたいと思いますが、昨年度この審議会で「東京都食品安全推進計画の考え方」について審議し、答申させていただきました。本年3月にこの答申を踏まえまして、都が計画を策定したというところでございます。そういうことでございますので、東京都食品安全推進計画についてご説明いただきたいと思います。

【小川食品監視課長】 それでは、資料4をご覧下さい。

参考資料として、私どもがついこの間印刷ができました東京都食品安全推進計画のカラーの印刷物があると思いますが、これが推進計画の本体でございます。この概要につきまして資料4に記載されておりますが、時間の関係上、文章で書いてあるものにつきましては、後ほどご覧いただくとしまして、6ページの「東京都食品安全推進計画の概要」をご覧いただきたいと思います。この図で推進計画の全体をご説明させていただきます。

昨年2月に審議会から答申をいただきました。ありがとうございました。私ども事務局といたしましては、答申をいただいたと同時に、このような推進計画を、答申に沿った形で策定させていただきました。

まず「計画で明示する事項」として記載してございますように、施策の全体像を明らかにすること、次に重点的・優先的に取り組む事項、これを戦略的プランと考えてございますが、これを明らかにすること、最後に実際に計画をつくるだけではなく、検証する方法もきちんと明らかにすること、以上3点をきちんと計画に明示しなさいという答申をいただきました。

次に3つの「計画の策定の検討にあたっての視点」です。これは、食品安全条例の理念に基づいてこのように噛み砕いてまとめたものでございます。答申では、「計画の期間」を施策の中期的な方向性を具体的に示すものとして、5カ年計画として策定するよう示されましたので、平成17年度4月から平成21年度までの5年間としてございます。

次は計画の中身についてご説明します。「都における食品の安全確保施策」をご覧下さい。まず1つ目は、「施策の体系(基本的プラン)」でございます。東京都の食品安全対策というのは、ついさきごろ始まったわけではなくて、昭和40年代からさまざまな取り組みをしてまいりました。これまでも各局連携しながら様々な施策を進めておりましたが、今までこのように体系化されたものはございませんでした。様々な取り組みを体系化したものをまず「基本的プラン」としてきちんと整理し、今後進める取組みの全体像を明らかにしました。その中で特に今日的な課題で優先的・重点的に取り組むべき事項を重点課題としてピックアップし、課題ごとに基本的プランから選択した施策を戦略的プランということで掲げてございます。

では、今後5年間で取り組む3つの中期的な目標に応じて東京における問題を重要性・緊急性から整理した重点課題は何かということですが、まず始めに自主管理の推進を意図しました「事業者の自主的な取り組みの促進と都民からの信頼の確立」、次に「未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の推進」つまり事後対応だけではなく、できるだけ未然防止という視点を持つということ、最後にこのようなリスクコミュニケーションの取り組みも入ると思いますが「食品の安全に関する共通認識の醸成」、以上の3点を重点課題とし、これらの重点課題を効果的に解決するための施策を基本的なプランの中から11プラン選択し、これを戦略的プランとして位置づけてございます。

戦略的プランを重点課題に応じた3つに分類して説明します。

最初は、「食品の安全確保を促進する」ための2つの戦略的プランです。1つは、 自主管理認証制度の充実でして、これは既に取り組みを実施してございます。2つ目 は、生産者さん中心に進めている「生産情報提供事業者登録制度の促進」です。これ は取組みを表明した生産者が、自分たちの栽培方法など生産情報をインターネット等 で消費者へ公表し、透明性を確保するということでございます。

次は、「健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りする」、つまり未然防止のための6つの戦略的プランです。1つ目は「情報の収集、分析・評価と施策への反映」ですが、これは食品安全情報評価委員会の制度づくりとして既に取り組んでおります。2つ目の「全庁的な危機管理体制の強化」については、先ほどのご発言にありましたが突発的な事件・事故があったときに取り組むシステムみたいなものもきちんと整備する必要があると考えます。要するに危機管理です。3つ目は「輸入食品の安全対策の充実」に関しては、残留農薬のポジティブリスト化が平成18年5月に施行される予定です。しかし、外国から輸入される農産物・食品に対する農薬の残留という問題については都民の関心が非常に高い話です。このような輸入食品に対する施策も戦略的プランとして考えてございます。4つ目は「農産物の生産段階での指導充実」です。流通や製造の前段である生産段階で作物の適正な生育の指導、「GAP」とい

いますが、このような施策が必要であると考えます。5つ目は、先ほど少し触れましたが「農薬のポジティブリスト化に対応した検査体制の整備」です。最新の検査体制を整備するような戦略的プランになっております。最後は「健康食品対策の推進」です。つい最近も、「テンテンソウ」による健康被害が都内で発生しましたが、健康食品についての事件・事故が後を絶ちません。このような普及啓発、注意喚起、適切な使用などにつきましても、対策が必要ではないかと考え、戦略的プランにいたしました。

最後は、「安全をみんなで考える安心をはぐくむ」ための3つの戦略的プランです。1つ目は、「情報の共有化の観点から『適正な食品表示』の推進」をはかることです。非常にわかりにくいというご指摘を受けております食品の表示について、まずは食品衛生を推進する事業者を育成するため、大規模な講習会の開催を予定しております。2つ目は「食の安全に関する食育の推進」です。昨今、食育基本法が制定されましたが、食育には、食の安全に関する情報提供の充実ということも関わってきます。最後に、「リスクコミュニケーションの推進」が挙げられており、これにより今回このような諮問をさせていただきました。

このような基本的プランを踏まえて戦略的プランを掲げ、さらに計画を検証するため、この審議会に前述しました取り組みについて毎年報告し、また中間年度には一般都民の方に広く公表し、様々なご意見を頂く予定です。このような検証方法も加え、推進計画を策定いたしました。いろいろ貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上でございます。

【黒川会長】 続きまして、食品安全推進計画に基づく都の取り組みについて、ご 説明いただきます。

【中村食品安全担当係長】 それでは、私の方からご説明させていただきます。今、課長から説明させていただきましたとおり、推進計画の中に11の戦略的プランというものがございます。もちろんこの点につきましては、今年度から始まったものでございますので、まだ結果ということではないのですが、今年度その11の戦略的プランに基づいてどういう取り組みをするのかということにつきまして、簡単にご説明させていただければと思います。

都の取り組みにつきましては、複数の部局にまたがっておりますが、時間の関係上、 私から一括してご説明させていただきます。後ほどご不明な点がございましたら、ご 質問いただければと存じますので、よろしくお願いします。

それでは、お手元の資料 5 、 7 ページでございますが、ごらんいただきたいと思います。それと同時に、別添で参考資料がございますので、横に並べて双方ごらんいただきながらご説明できればと思います。

7ページの資料5でございますが、「最初の食品の安全確保を促進させる取組」でございます。1といたしまして、食品衛生自主管理認証制度の充実ということで、平成15年8月に豆腐製造業ですとか集団給食を対象に制度が創設いたしました。これは、一定以上のレベルに達している事業者を都の指定した事業者と認定しまして、そういうものを広く公表していこうという制度でございます。

平成16年1月には受付を開始いたしまして、その後、順次、対象業種拡大を図ってまいりました。平成17年3月、昨年度末になりますけれども、ごらんの10業種を対象に現在制度が動いております。

今年度の取り組みでございますが、平成17年6月、実は今日の午後ですが、新たな認証施設を拡大するための基準づくりのための検討を開始いたします。今年度は販売業ということで、乳類、牛乳ですとか、食肉、魚介類、あるいは食料品等、こういったものの販売業についての認証基準というものをつくっていきたいと考えております。

2点目でございます。「生産情報提供事業者登録制度の促進」です。これは、平成 16年4月から登録の受付開始し、1年ちょっとたっている取り組みでございます。 この間にさまざまな他の団体等との連携というものを図っております。

お手元の参考資料3をごらんいただければと存じます。参考資料3に現在の登録の 状況ということで数字が並べてございます。この中に、例えば全農協定ですとか、あ るいはいばらき協定と書いてある部分がございます。全農さんには、やはり同じよう な安全システムがありまして、茨城県さんの方では「いばらき農産物ネットカタロ グ」という事業がございます。このようなところと協定を結びまして、相互に認め合 って、申請の手続の簡素化等を進めて参りました。

現在の登録数につきましては、ごらんのとおり、登録数としましては765ですが、 実際には共選、つまり1つの登録の中には複数の事業者の方が含まれている場合がご ざいますので、そういうものをトータルいたしますと1,512という登録事業者数と いうことになってございます。

こういうものも順次全国展開をしていくという計画になってございますので、今後 もこの制度の充実を図っていきたいということでございます。

お手元の資料の8ページに戻っていただきまして、「健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りする取組」ということで幾つか掲げてございます。3とありますがこれは先ほどの11のプランに連動するような形で番号を振ってございます。3つ目としまして「情報の収集・分析・評価と施策への反映」の1点目としまして、食品安全情報評価委員会による情報の科学的な評価というものを行っております。これは、理化学ですとか微生物の専門家、それから公募による都民の代表の方も入っていただきまして、さまざまな情報を科学的に評価いたしまして、それを我々の施策にどう反映していくのかというような科学的な評価をいただいているものです。

評価委員会は平成15年7月に発足し、平成16年4月には食品安全条例の制定に基づきまして、知事の附属機関という形になってございます。同年7月に、2点についてまとめました。1点目はカンピロバクター食中毒の発生の低減のためとして、実は鶏肉を検査いたしますと、かなり高率にカンピロバクターが検出されるということから、安全に、さらに美味しく食べるためにはどのようにすればよいかというような科学的評価をいただきました。

2点目は、食品安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討です。国が先に 水銀を含有する魚介類の摂取に関する注意事項として、キンメダイ等には高濃度に水 銀等が含まれていて、妊産婦の方には注意が必要であろうということを公表しました が、妊産婦の方だけというのが先走ってしまい、キンメダイの大変な買い控えを引き起こしました。そこで、そのような買い控えの原因を調べまして、そのような事態が起こらないためにはどうしたらいいのかということでご提言をいただきました。

カンピロバクターについてですが、お手元に参考資料として小さめのパンフレットが2冊つけてあると思います。実際に、カンピロバクターを低減させていくためには、加熱して食べるということが非常に重要になってきますが、加熱するためにはどのような条件が必要なのかということを科学的な評価するため、いろいろなデータを集めました。ただ、例えば83度で1分とか、消費者の方にお知らせをしても、なかなか83度1分を実測するのは難しいので、例えば色で見たときにどうなのかということを実験しました。お手元の資料、パンフレットの中開きを開けていただきますと、中心部に赤い肉の写真があるかと思います。それぞれ温度とか、例えば冷凍から揚げたものなど様々あるのですが、結論から申し上げますと、中心部が赤くない状態になれば、カンピロバクターは死滅しています。これも科学的なデータをもうちょっとビジュアル的に、こういったパンフレットにまとめて、いろいろと情報を提供しています。そういったことを含めまして、我々としては評価委員会からの評価を受けてこのようなパンフレットの作成や、あるいはホームページ等で情報提供しているという状況でございます。

お手元の8ページに戻っていただきまして、2点目の「食品の安全に関する情報の収集」ということですが、さまざまな情報を収集していくということで計画の中に書かれています。今年度につきましては、さきに食品衛生監視指導計画というものを私どもの方で作成しております。参考資料5をごらんいただきますと、17年度の監視指導計画ということで、重点監視項目というものが中ほどに4点マルしてございます。食中毒対策、輸入食品対策、食品表示対策、それから食品等汚染実態調査です。この食品等汚染実態調査の中で、東京湾産の魚介類につきまして、PCBとか水銀の含有量、あるいは我々の主食であります米穀、お米についてのカドミウムの含有量等について情報を収集していこうという計画になってございます。「食品の安全に関する情報の収集」では、このような取り組みを今年度していくということになります。

8ページに戻っていただきまして、4番の「事故等の発生時における的確な被害の拡大防止」ですが、これは中央卸売市場で進めている資料でございますが、卸売市場における安全品質管理体制の強化というものを図っております。

参考資料6をごらんいただければと思います。卸売市場での安全品質管理者の設置について資料をつけております。先に、実は中央卸売条例というものがこの3月に改正され、4月から施行されていますが、この中の第87条の3の部分で、知事は卸売業者、仲卸業者、その他の市場関係者と連携し、物品の安全を確保し、衛生管理の保持を図るための体制整備に努めるものとするという規定が新たに追加されました。これは、市場の中では安全品質管理者、SQMというふうに呼びますが、こういうものを我々行政の側、卸・仲卸業者の方でそれぞれ責任者を定めまして、昨年から設置というものを進めております。これを今回の条例改正に合わせまして、新たに条例の中にきちんと位置づけたということであります。

ではSQMという方は何をするかというと、例えば危機発生時の連絡調整でありま

すとか、あるいは自主的な衛生管理水準の向上のための活動ですとか、あるいは環境 確保のための事業の推進とか、そのようなものを担当していただきます。

さらに、このような責任者を設置した上で、参考資料6の裏面ページになりますが、危機管理対応に関する危機管理マニュアルというものを改正しています。このマニュアルの中に、そういったSQM、品質管理者の役割というものをきちんと整理しました。さらに、市場の中で想定される危害というものを5つに分類しています。例えば、重大事件ですとか、あるいは法令違反等のものがあった場合に、どういった対応をするのかという対応指針というものを定めまして、何かそういった危機管理が必要な場合があった場合に、迅速に対応できる体制整備を図っているということでございます。以上が危機管理でございます。

それでは、9ページに戻っていただきまして、5番目の「輸入食品の安全確保」です。これにつきましては、先ほどご説明しました監視指導計画の中で本年度の取り組みとして、輸入食品については、まず農薬の検査というものを実施していくとしています。原産国での使用状況等を把握いたしまして、また検疫所での違反事例、こういうものを勘案して、残留農薬の検査・項目というものを組んで実施していくということでございます。

遺伝子組み換え食品につきましては、安全性未審査のものが含まれていないかどうかの検査、それから安全性審査はされていますが、そういうものがきちんと表示されているかどうか、この2本立ての検査というものを進めていくということでございます。

指定外添加物につきましては、検査方法の開発をしまして、指定外のものが含まれていないかどうか検査するとしています。

今年度につきましては、そのような取り組みを進めていく予定でございます。

6番目の「農産物の生産段階における指導の充実」です。いわゆる都内で生産される農産物につきまして、出荷前の作物、いわゆる畑にまだ生えている段階、それから畑の土壌につきましての残留農薬分析というものを実施するということでございます。

この状況につきましては、参考資料 7 に今年度の予定というものがつけてございます。いわゆる主要 7 作物ですとか、あるいはドリン系というのは有機塩素系ということで、土壌残留性が高いようなもの、あるいは特別栽培農産物、いわゆる減農薬ですとか、そういうものに取り組んでいるようなところ、そういうものを中心にこのような規模で残留農薬検査というものを進めていくという予定でございます。

もとの資料に戻りますが、7番目の「農薬のポジティブリスト制度に対応した効果的な検査等の実施」ということで、これにつきましては、17年6月、今月になりますけれども、国から残留農薬の暫定基準、あるいは一律基準最終案というものが示されます。これは8月2日まで国の方でパブリックコメントの募集を行います。その後、法改正、省令改正を行うという予定になっております。 そういった省令改正に伴いまして、国の方から検査法が示される予定になってございますので、そういった検査法が示されました上で、我々としてどういった機器が必要なのか、そういうものを勘案して、来年度以降、このポジティブリスト制度については来年5月から施行される予定でございますけれども、そのための体制整備を図っていくというものでございま

す。

次の「『健康食品』による健康被害を防止」です。これにつきましては、お手元の参考資料8をご覧下さい。今まで我々としましては、健康食品について試売調査、あるいはパンフレットによる注意喚起というものは行ってきていますが、もう少し科学的な評価をいただこうということで、現在、食品安全情報評価委員会の方で健康食品に関する評価を実施していただいております。参考資料8は今現在の計画中でございますので、これがコンクリートされたものではございません。まだ流動的なものでございますが、現時点での検討の状況ということでございます。

その中で、やはり都民の意識の向上ですとか、あるいは製品や使用上の安全確保、あるいは適切な情報提供というものが必要だろうという切り口で検討をしております。そういった安全確保や情報提供の中で、そもそも医療関係者との連携または役割分担というものが必要ではないかということになり、では実際その役割分担というものはどのようなものがあるのかということについて、現在検討を進めていただいているという状況です。

参考資料9をご覧下さい。そういった医療関係者の方との役割分担を考える上で、今現在、医療関係者の方が健康食品についてどのように考えていらっしゃるのかということについてアンケート調査を行いました。その結果をつけてございます。概要といたしましては、裏面になりますが、例えば健康食品への関心ということで見ますと、薬剤師の方で9割、あるいはお医者さんの方の6割が関心をお持ちになっていらっしゃいます。また健康食品の相談を受ける機会については、開業のお医者さんですと約3割、薬剤師の方ですと約4割がほぼ毎日相談を受けていることがわかります。では、相談の内容については、例えば健康食品そのものの有害性ですとか、あるいは薬との飲み合わせなど、そういったご相談を受けていらっしゃるということがわかりました。そこでこのアンケート調査に基づきまして、先ほどの話ですが、役割分担というものを考え、健康食品による被害の防止を図っていくという方向で今現在進めているという状況でございます。

お手元の10ページにお戻りいただきたいと思います。「安全をみんなで考え安心をはぐくむ取組」の9番目になりますが、食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供していこうということです。先ほど委員の方から、実際にお手元にとられた食品が安全かどうかわからないというお話がございましたが、少なくとも食品表示というのは、そういった情報を伝える唯一の手段と言ってもいいかもしれません。そういうものをやはり適正にするため、今年度から適正表示推進者育成講習会というものを開催いたします。食品衛生法ですとかJAS法、その他もろもろの法律がございますけれども、そういった関連法令をすべて網羅した講習会という形で実施したいと考えています。

7月27日に第1回目を予定していますが、募集200名のところ、実はもう250名ぐらいの募集が来ておりまして、私どもとしては非常にうれしい限りですけれども、実際は抽選ということになるのかなと考えております。ただ、今年度はあと2回、今回を含めて3回の開催を予定しておりますので、このような機会を通じて適正の表示というものを進めていきたいと考えております。

10番目といたしまして、「一人ひとりが食品の安全を考え、理解し、行動できる

取組」については、特に食育の推進という部分になります。参考資料10をごらんいただきますと、産業労働局の方で今月になりますが東京農業Webサイトというものを開設いたしました。この中に、食育というサイトといいますか、バナーを設けまして、例えば食育入門という形で、食育に関する説明ですとか、どういったものなのかということ、それから食育活動ということで、東京都を初め、各種団体の活動紹介とか、あるいは食の話題というものについて、幅広くここで一元的に情報提供をしています。このようなものも開設しているということでございます。

最後の取り組みになりますが、「関係者の相互理解と協力に基づく安全確保の推進」です。都民フォーラムとかネットフォーラムについては冒頭の資料の中でもご説明させていただいていますから、詳しくはご説明いたしませんが、今年度につきましては、8月に「『カラダにいい』って聞くけど~"食べ物"情報の上手な見分け方、受け取り方~」というタイトルで都民フォーラムを開催する予定でございます。

ネットフォーラムにつきましては、直接のテーマといたしまして、「食品の安全について意見あり」というものはずっとやっていますが、そのほかに、「楽しい!おいしい!お弁当! あなたが実践する『手作り弁当』の安全・安心は?」といったようなフォーラムを色々とネット上で取り組んでいる状況でございます。

雑駁な説明になりましたが、以上でございます。

【黒川会長】 大変なボリュームの内容のご説明を受けましたが、これに対して、 ご質問とかご意見がございましたらどうぞ。

【田近委員】 先ほど、鶏肉のカンピロバクター食中毒の件についてお話がありましたが、こういうもののリスクは知識として知っていれば避けられるリスクだと思います。無知のリスクと申しましょうか、学習をすれば避けられるリスクに対しては、広く一般消費者に情報が伝わるのがいいかなと思います。

以前、都が開催した講習会がありまして、その中で鶏肉のカンピロバクターについて、スライドを使ってとてもわかりやすく説明されていました。私は本当に偶然に、直前の二、三日前に聞いて出席したんですが、そういう機会があるということがなかなか一般の消費者には伝わりにくいんですね。会場に行きましたら、それ以外にもとてもいい講習会があったらしいので、いらっしゃる方にどうやってお知りになるのか聞いてみましたら、何らかの消費者団体に関係している方とか、推進活動をしている方だとか、そういう関係の中から情報が伝わってきて皆さん出席されたというお話でした。どうしてもそういうものに関係していない一般の人たちには伝わらないのですね。こういうことに関しましては、もっと一般に伝わるようにしていただきたいと思います。

もう1つ、先ほどお話がありましたリスクメッセージということで、企業や生産者からのリスクメッセージというような話があったと思うのですが、生産者からのリスクメッセージというものは、消費者にとっては直面することが非常にまれで、難しいと思います。日常の中で私が感じたことを披露させていただきたいと思うのですが、以前にいろいろ問題がありました雪印さんの「北海道チーズ」という有名なチーズがあると思うのですが、箱の下のところに赤い字で「北海道産チーズ60%使用」となっているのです。これを見まして、「北海道産チーズだから100%ではないのか」

と思いました。普通ぱっと見たとき消費者はそう思うかと思います。 6割使用していれば北海道産として表示していいことになっているようですが、これを見たときに、消費者としては、何故、何でこういうことを出しているのかと。では、ほかの会社のものはどうなのかしら、出してないのではないかと思うわけです。このような情報を出すという事は、いわゆる1つの企業のリスクだと思いますが、このようなことを出していることは、消費者にとりましては、いろいろ企業も変わってきたのだなと感じました。雪印で社外取締役に消費者団体の方が入っていて、いろいろ改革していると聞きましたが、その中の1つのあらわれだという話でした。それに対しては、消費者からの声としては、こういうものをちゃんと出すのは、消費者にとってはありがたいという声が1報だけあっただけなのですが、それでもやはりつくる側も変わってきているのだなと思っております。

【交告委員】 健康食品による健康被害の防止が重要課題で、食品安全情報評価委員会でも検討されているようですが、健康食品に関してこの委員会をリードされているというか、主としてご意見を述べておられるのは、どういう専門の方なのか、そして先ほど医師と薬剤師のご意見、アンケートをとっておられるということでしたが、医師と薬剤師にこの委員会に入っていただくという予定はあるのか、あるいは既に入っていただいているのか、委員会の規則には定数というのは書いていないようで、随時入れられるような気もするのですが、そういうご予定はあるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、これは岡本委員に聞いた方がいいのかもしれないですけれども、こういう専門家の方々の間に非常に基本的なところで考え方の相違があるというようなことはあり得るのかということです。昔、原子力を勉強したときに、工学部で原子力を勉強した方と理学部で原子物理学を勉強された方とは考え方が全然違うということが分かりまして、我々文科系の人間は理科系の人を一くくりにしますが、いろいろな考え方の人がいるのではないかという気がします。なぜそういうことを伺うかというと、制度づくりをするときに、どのあたりの、どういう分野の専門家に声をかければいいのかということを知るためです。だれでも来てくださいという場合でも、こういう問題に関心を持っていないのだけれども、実は大いに関係する学問分野があるかもしれないので、こちらから情報提供する必要があると思うのですよね。ですから、この分野でも、専門家にもいろいろあるのかということを知りたいのです。

【黒川会長】 では、事務局と2つ分けて、事務局の方からどうぞ。

【古田福祉保健局副参事】 食品安全情報評価委員会の担当をしております古田でございます。今ご質問いただきました情報評価委員会についてですが、情報評価委員会の構成もこちらと同様に、本委員会と、専門的なことを検討する場合は専門委員会を設ける形の活動になっております。情報評価委員会の専門委員の先生方は、現在、全部で17名ご就任いただいております。理化学、細菌、リスクコミュニケーション、流通、法律、それから公募の都民の委員の方等々がいらっしゃいます。そうした方の中から、今回健康食品についての専門委員会を構成しているわけですけれども、こののメンバーには、もともとの評価委員会の専門委員の方、この中には薬剤師の資格をお持ちの方もいらっしゃいます。これに加えて、先ほどご指摘のありました医療関係

ということで臨床医師、それから特に健康食品ということなので業界といいますか、 つくる側の方、そういった方を専門委員としてお招きしております。

現在検討を行っている最中ですけれども、9月から10月ぐらいをめどに専門委員会から親委員会に報告をして、最終的に知事への報告をまとめていきたいと思っております。

【岡本委員】 一般論として、今ご質問のあったいわゆる専門家間での意見の違いというのはよくありまして、例えば飛行機のように、何か起こったら通常助からない、生命にかかわってしまうものについては全般的な合意があって、それは10のマイナス6乗ぐらいを目標にして、10のマイナス5乗以下のものを許容しようということを言うわけです。ですから、10のマイナス6乗回飛行機に乗って1人の人が亡くなるというくらいのリスクだということにするわけです。

その前提でいきますと、例えば1人の医師が患者をミスで1人死なせていい、許容できるというようなのは、大体5万年に1回ですから、1人の人が50年医師をなさるとして、医師としての人生を5,000回繰り返すうちで1回そういうミスがあるかないかぐらいにしないと、1,000床ぐらいの病院のリスクがそれくらいに抑えられないというような計算をいたします。

ただ、難しいのは、特に健康食品の場合には、致死リスクということになかなかならないので、そこのあいまいさの問題をどのように評価するかという問題が1つあると思います。

もう1つ難しいのは、私は薬品関係の委員会も1つやっていたことがありますけれども、健康食品にもいろいろなものがありますが、例えば全く効き目がないけれども害のないものと、効き目がないのに害があるものと、ある程度薬効に近いものがあるものがあって、中には同じ物質を海外では薬品として販売しているけれども、法的な取り扱いのために国内では食品添加物、あるいは食品として使っているという場合があります。こういう場合には、実際には例えば学会誌などを見ると、薬効もある程度報告されていて、リスク評価もなされているわけです。ところが、リスク評価をもっときちんとしないと日本の厚生労働省の基準を突破できないので、例えば日本のメーカーなどが販売している食品添加物でも、日本でのみ食品として流通していて、海外では薬剤として販売されているというものがあります。そのあたり、政策的にどのように考えるかということについては、大枠の方針をお決めになる必要があるかと考えております。

【黒川会長】 どうもありがとうございました。

【湯田委員】 本年度、事業者として自主管理の進め方の取り組みの中でちょっと話をさせていただきたいと思います。先ほど田近委員からお話がありましたカンピロバクターの予防の件ですが、昨年の食品安全情報評価委員会の食中毒の発生防止の方策を受けまして、ビデオを作成いたしております。今年4月から使用できるようになっております。内容的には、いわゆる事業者に対しての衛生教育用なのでございますけれども、消費者の方が見ていただいても十分理解できる内容になっております。事業者の講習会等に使用しておりますけれども、消費者の方からご希望があれば、私どもの方で貸し出しをいたしておりますので、ご利用いただければと思っております。

自主管理の進め方につきましては、事業者の方々に点検をしていただき、安全を推進するための冷蔵庫の温度の管理ですとか、そういうものをチェックする点検表というものを作成しました。カレンダー方式で、毎日チェックするような項目を設けまして、配布しているところでございます。その点検の状況を見て、チェックをして歩く食品衛生指導員という制度がございます。6,300人ぐらい都内におりますが、その人たちが点検をしているかどうかということをチェックしながら、巡回済みのステッカーを配布するようになっております。8月の、夏場の一番食中毒の発生の多い時期に合わせて巡回しておりますので、消費者の方々がお店等に行って、そのようなステッカーが張ってあるところがありましたら、このお店は自主管理を十分やっているお店だなと、ご理解いただけたらよろしいのではないかと思っております。新しい取り組みとしては、そんなことを本年度スタートさせていただきました。

先ほど来ありましたリスクコミュニケーションについても、私どもは昭和50年ごろから、地域で消費者との意見交換会ということでスタートさせていただいております。年間、延べで22回ぐらい、地域で小ぢんまりとした消費者との意見交換会を行っております。町会の主婦の方々にお集まりいただいて、実際に買い物に行ったときの注意する点とか、そんなようなことをお互いに意見を交換しながら食品の安全の確保に努めている、そんな状況でございます。

また機会がありましたら、もう少し細かいお話をさせていただける機会があるので はないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【中村委員】 この推進計画の骨子の1つとして、事業者の自主管理ということが 挙げられています。自主管理自体は非常にすばらしいことですが、問題を起こすのは アウトサイダーです。9ページの8にあります健康食品に関して都の関係部局での講 習会等が開かれていて、自主管理も徹底されています。ただ、しばしば問題を起こす のはアウトサイダーであって、こうしたことから漏れている事業者がよく問題を起す ように思います。アウトサイダーの対策というのは、都ではどのようにやられている のかということをお伺いしたい。また、これに対して有効な手段を考えていかないと、 いつもイタチごっこではないかなと思うので、もしお考えがあったら、対策をとられ ていたらお聞かせいただきたい。それから計画を推進する上で、アウトサイダーをど ういうふうに扱っていくかということも今後の大きな検討課題になるかと思います。 その辺はこの審議会なのかどうか、非常に微妙なところなのですけれども、何らかの 形で前向きに取りくんでいくべきではないかと考えております。

【小川食品監視課長】 私どももアウトサイダー対策というのは非常に頭が痛いのですけれども、1つの試みといたしまして、例えば健康食品なんかの場合には試売調査とか、ネット監視をやってございます。組合員であるかどうか全くわからない段階でやりますので、試売調査では悪い結果が出てしまう。これは当然、自主管理が十分でないというものをねらって買い上げるということもあるかもしれませんが、このような方法でアウトサイダーというものをできるだけとらえていこうと考えています。あとは、私どもの施策を広く普及するしかないとは思うのですが、監視指導をきめ細かくやっていく予定ですが、アウトサイダーをねらってというのはなかなか難しい話だと思います。

【松田委員】 生産情報提供食品事業者登録制度の促進についてのところですけれども、そこに全農安心システムといばらき農産物ネットカタログと協定を締結したということで報告があったのですが、実はこれと同じような認証制度は全国各地にあります。それと逐一こういう形での協定を結ぶということになりますと、産地の側でも負担になりますし、恐らく都としても手間だろうと思います。ここでこういうお願いをするのがいいのかどうか、ちょっとわからないのですけれども、できれば都が先頭に立って、同じような産地側の生産情報登録認証システムみたいなものを、最低限のレベルを合わせて自動的に相互認証できるような、検討会みたいなものを組織していただけないだろうかと思います。

【近藤食料安全室長(産業労働局)】 今の意見でございますけれども、大変貴重な意見でございますので参考にさせていただきたいと思います。ご存じのように、この制度は東京都が全国に先駆けてやっております。その中で、まず全農さん、それからいばらきと今回締結することができたのですが、逆に今お話があったように、ほかにいろいろな類似制度があります。なぜそういうことが進まないかというと、相手方がおっしゃるのは、東京の制度に染まってしまうのを嫌う方もいらっしゃるようなものですから、その辺はお互いにどこまで、今おっしゃったように譲れるのか、最低限どこまで合わせるのかといったことが今後問題になろうかと思いますので、大変貴重な意見ありがとうございます。

【 齋藤委員 】 1ページにも書いてございますけれども、「関係者が食品の安全に関する共通認識を醸成し」という文言がありますけれども、具体的にどういうふうにしていくのか、もし案がありましたら教えていただきたいのですが。例えばBSE問題なんかも、日米間で安全性に関する共通の基盤がないためにごたごたしているわけです。ケース・バイ・ケースになるとは思いますけれども、もし具体的な案がございますればお願いします。

【小川食品監視課長】 今直接というものはないのですが、確かに現実問題として、共同の認識がとれないという事例は起こっております。ただ、私どもとしましては、情報をきちんとわかりやすく流すというところから始めていかざるを得ないと思います。今ある問題についてはなかなか難しいですが、やはりリスクコミュニケーションの王道みたいなものを着実に進めながら、目標に向かって進むしかないかと思っております。ただ、現実問題としては、今先生がおっしゃるように、いろいろと共通認識に至っていない問題が多々ございますので、そういうものは今後検討していく上でのいい事例ではないかと考えてございます。

【黒川会長】 よろしゅうございますか。

それでは、本日予定されていた議事はこれで終了いたしました。委員の皆様には、 長時間にわたり熱心なご質疑をありがとうございました。

では、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【小川食品監視課長】 黒川会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、事務局から部会の開催予定についてお知らせいたします。

先ほど部会の開催を決定していただきましたので、事務局といたしましては、今後、 中間のまとめまでに数回開催する予定をしております。とりあえず第1回目の部会に つきましては、7月8日を目途に推薦される委員の皆様方と調整させていただきながら開催したいと考えておりますので、その方々につきましてはどうかよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。大変長い 間ありがとうございました。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

これで終了いたします。

【黒川会長】 どうもありがとうございました。

午前11時58分閉会